石川県加賀市片山津町ク190番 公衆用道路 13㎡	田向　傳一 石川県江沼郡片山津町大字片山津	
石川県加賀市片山津町ク191番 公衆用道路 269㎡	京谷初次郎 石川県江沼郡片山津町大字片山津 山下仁三郎 石川県江沼郡片山津町大字片山津 下口　芳雄 石川県江沼郡片山津町大字片山津	
石川県加賀市片山津町ク192番 公衆用道路 264㎡	下口　正夫 石川県江沼郡片山津町大字片山津 北出　亀吉 石川県江沼郡片山津町大字片山津 橋本　亥之 石川県江沼郡片山津町大字片山津	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成28年7月27日

農林水産大臣　森山　　裕

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県岡崎市大平町字新寺26 田　168㎡ （買収時：愛知県岡崎市大平町字新寺26　田　１畝21歩）	松原　正夫 京都府京都市左京区下加茂西半木町92	現況：国道
愛知県岡崎市大平町字才勝乙の１の２ 田　2,86㎡ （買収時：愛知県岡崎市大平町字才勝乙の１の２　田　２歩）	松原　正夫 京都府京都市左京区下加茂西半木町92	現況：岡崎市所管道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成28年7月27日

農林水産大臣　森山　　裕

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
兵庫県三田市東本庄字六瀬4806番 公衆用道路 26㎡	谷垣　久勝 兵庫県有馬郡本庄村東本庄2290番地	現況：県道
兵庫県三田市東本庄字六瀬4807番 公衆用道路 4,63㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成28年7月27日

農林水産大臣　森山　　裕

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
鳥取県鳥取市生山字海谷488番11 山林　3,759㎡ （買収時：鳥取県鳥取市生山字海谷488番１　山林　３反）	井上　光美 鳥取県鳥取市生山47	
高知県宿毛市小筑紫町福良字聖谷1154番20 山林　28,760㎡ （買収時：高知県宿毛市小筑紫町福良字聖谷1154番２　山林　29反）	福井庫太郎 高知県宿毛市小筑紫町福良 （持分２／111）	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成28年7月27日

農林水産大臣　森山　　裕

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福岡県田川郡添田町大字英彦山字中ノ尾1966番１ 畑　144㎡ （買収時：福岡県田川郡添田町大字英彦山字上ノ窪771番　畑　６畝10歩）	氏名不詳 住所不詳	
福岡県田川郡添田町大字英彦山字中ノ尾1966番２ 畑　130㎡ （買収時：福岡県田川郡添田町大字英彦山字上ノ窪771番　畑　６畝10歩）		
福岡県田川郡添田町大字英彦山字中ノ尾1966番３ 畑　123㎡ （買収時：福岡県田川郡添田町大字英彦山字上ノ窪771番　畑　６畝10歩）		
佐賀県唐津市七山藤川字藤縄1441番９ 山林　2,439㎡ （買収時：佐賀県東松浦郡七山村藤川字藤縄1441番９　原野　１反１畝23歩）	岡本　豊治 佐賀県東松浦郡七山村藤川2171番地	